

監査報告書

地方独立行政法人北九州市立病院機構

理事長 中西 洋一 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

地方独立行政法人北九州市立病院機構監事監査規程に基づき、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から、財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関して報告及び説明を受け、検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 業務の執行は、法令及び中期計画等に沿って適正に行われているものと認めます。
- (3) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 理事長を含む理事の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。また、理事長及び理事と法人の間には、利益相反取引は認められません。

令和3年6月23日

地方独立行政法人北九州市立病院機構

監事 中 野 昌 治 ⑩

監事 和 唐 雄 一 ⑩